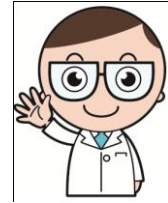


# 医業トピックスQA

平成 25 年  
2 月 15 日  
第 18 号

## 今月の院長先生からの質問



# Q

看護師が廃棄物処理時に針刺し事故をしました。肝炎など発症した際に労災適用となるのでしょうか？

# A

今回のケースでは労災には該当しません。

労災に該当するケースというのは、実際に肝炎の患者の針を自身に刺してしまった場合です。その場合は、検査費用、また病気が発症したならその治療費が該当すると思われます。

今回のように、不特定者の針を刺しても、この針刺しで肝炎になったと特定できません。含みリスクまで全てを労災でまかなうことはできませんので注意が必要です。

## 今月の時事ニュース

### 『ダニが媒介する新感染症、国内初』

～中国で前例～

厚生労働省は、中国で 2009 年ごろから発生しているダニ媒介性の新感染症が、国内で初めて確認されたと発表した。患者は山口県の成人で、昨年秋に死亡した。

原因ウイルスを媒介するマダニは全国に分布している。主な症状は、発熱、倦怠感、食欲低下、消化器症状、リンパ節の腫れ、出血で、致死率は 10% を超える。

マダニの生息する草むらや藪などに入るときは長袖長ズボンを着用し、もし吸血中のマダニに気づいたらできるだけ病院で処置してもらうことを呼び掛けている。

医療機関には、この感染症が疑われる患者を診察したら、情報提供を都道府県に出すことが求められている。